

岐阜県公報

第 七 百 十 五 号
令 和 八 年 九 月 一 日
(火曜日)

目 次

規 則

○岐阜県死体解剖保存法施行細則の一部を改正する規則

(医療整備課) 三七二^{ページ}

告 示

○家畜伝染病予防法に基づく消毒の実施

(家畜防疫対策課) 三七一

○道路の区域変更

(道路維持課) 三七二

○土砂災害警戒区域の指定

(砂 防 課) 三七二

○土砂災害特別警戒区域の指定

(同) 三七三

公 示

○行政書士法による職関の実施

(法務・情報公開課) 三七三

○土地改良区役員の退任及び就任

(西濃農林事務所) 三七四

規 則

岐阜県死体解剖保存法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年九月一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第八十六号

岐阜県死体解剖保存法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県死体解剖保存法施行細則（昭和三十年岐阜県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

別記様式第四号中

「
消毒
器具
」
を削る。

附 則

この規則は、令和八年十月一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第四百十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第九条の規定により、次のとお

り消毒方法の実施を命ずるので、家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）第十五条の規定により告示する。

令和八年九月一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 実施の目的

県内における豚熱の発生の予防

二 実施する区域

県内全域の六頭以上を飼養する豚及びいのししの飼養農場（研究施設等及び消石灰による消毒又はこれと同等と認められる消毒方法を自ら実施するものを除く）その他家畜保健衛生所長が必要と認める豚及びいのししの飼養農場

三 実施の期日

令和八年九月十一日から同年十月二日まで

四 消毒方法

消石灰の農場内（飼育舎周囲及び農場外縁部）への散布

岐阜県告示第四百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和八年九月一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年九月一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	上石津線	大垣市上石津町下山字大野二八六八番一地从先から	前	九・五 二・七・三	三・五・四	

同 市 同 字 同	二八六五番四地先まで	後	一・五 二・七・三	三・五・四
-----------	------------	---	--------------	-------

岐阜県告示第四百二十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和八年九月一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
西小田6丁目1	瑞浪市西小田町6丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上山田1	瑞浪市山田町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小里産郷1	瑞浪市稲津町小里	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小里金糠1	瑞浪市稲津町小里	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小里水洗1	瑞浪市稲津町小里	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小里2	瑞浪市稲津町小里	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
萩原上平1	瑞浪市稲津町萩原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
萩原河原1	瑞浪市稲津町萩原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
萩原上平2	瑞浪市稲津町萩原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
萩原水洗1	瑞浪市稲津町萩原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
萩原4	瑞浪市稲津町萩原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
水上3	瑞浪市陶町水上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
水上4	瑞浪市陶町水上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
水上5	瑞浪市陶町水上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県多治見土木事務所及び瑞浪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百二十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和八年九月一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

水上 6	瑞浪市陶町水上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大川 7	瑞浪市陶町大川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大川 8	瑞浪市陶町大川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作 用すると想定 される衝撃に 関する事項	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
西小田 6 丁目 1	瑞浪市西小田町 6 丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上山田 1	瑞浪市上山田町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小里産郷 1	瑞浪市稲津町小里	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小里金糠 1	瑞浪市稲津町小里	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小里水洗 1	瑞浪市稲津町小里	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小里 2	瑞浪市稲津町小里	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
萩原上平 1	瑞浪市稲津町萩原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
萩原河原 1	瑞浪市稲津町萩原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
萩原上平 2	瑞浪市稲津町萩原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
萩原水洗 1	瑞浪市稲津町萩原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

萩原 4	瑞浪市稲津町萩原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
水上 3	瑞浪市陶町水上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
水上 4	瑞浪市陶町水上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
水上 5	瑞浪市陶町水上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
水上 6	瑞浪市陶町水上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大川 7	瑞浪市陶町大川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大川 8	瑞浪市陶町大川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県多治見土木事務所及び瑞浪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 示

。行政書士法による聴聞の実施

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第十四条の三第三項及び第五項の規定により公開の聴聞を行うので、岐阜県聴聞規則（平成六年岐阜県規則第八十二号）第九条の規定に準じて次のとおり公示する。

令和八年九月一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 日時 令和八年九月七日 午前十時

二 場所 岐阜市藪田南二丁目一番一号 岐阜県庁三階会議室三〇二

三 被聴聞者

（一）氏名 松本 隆則

（二）事務所の所在地 瑞穂市古橋一五二〇番地八

（三）登録番号 第一五二〇二二七号

。土地改良区役員の退任及び就任
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任をした旨の届出があつたので、同条第十九項の規定により公示する。

令和八年九月一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

退任した役員

土地改良区名	年月日	役名	氏名	住 所
垂井町土地改良区	令和八・八・二	理事	廣岡清隆	不破郡垂井町宮代 一五七八番地
同	同	同	古川英治	同 栗原一五二番地の一
同	同	同	藤墳守	同 表佐一八四番地の一
同	同	同	富田良一	同 表佐三二〇番地の三
同	同	同	柳瀬吉実	同 綾戸四五八番地の二
同	同	同	森川祥史	同 平尾二五二番地の一
同	同	同	戸倉文雄	同 府中二四五七番地の一
同	同	同	衣斐忠好	同 梅谷 三九六番地
同	同	同	藤井恒典	同 大石 二四一番地
同	同	同	高見哲郎	同 岩手 二四二九番地
同	同	同	松岡和義	同 岩手 五五五番地
同	同	同	岩田透	同 府中一四二番地の七
同	同	同	三浦高雄	同 一五四九番地の四
同	同	同	富田政美	同 表佐二八二番地の一
同	同	同	野田耕治	同 岩手 五九六番地
同	同	同	岩田武	同 一一二番地

就任した役員

土地改良区名	年月日	役名	氏名	住 所
垂井町土地改良区	令和八・八・三	理事	廣岡清隆	不破郡垂井町宮代 一五七八番地
同	同	同	古川英治	同 栗原一五二番地の一
同	同	同	藤墳守	同 表佐一八四番地の一
同	同	同	多賀重光	同 表佐二〇七九番地の一
同	同	同	廣瀬文典	同 綾戸 一九九番地
同	同	同	森川祥史	同 平尾 二五二番地の一
同	同	同	戸倉文雄	同 府中二四五七番地の一
同	同	同	中村至	同 梅谷 四二三番地
同	同	同	藤井恒典	同 大石 二四一番地
同	同	同	高木栄太郎	同 岩手 三七〇七番地
同	同	同	高木美信	同 伊吹 五二二番地の一
同	同	同	高木美千子	同 府中三八一番地の一
同	同	同	三浦高雄	同 一五四九番地の四
同	同	同	富田政美	同 表佐二八二番地の一
同	同	同	野田耕治	同 岩手 五九六番地
同	同	同	岩田武	同 一一二番地

令和八年九月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三丁一
岐阜文芸社